

3.11 震災に関するテレビ映像資料アーカイブの活用とフェア・ユース

松嶋 隆弘*

1. はじめに

本報告は、平成 26 年 3 月 7 日（金）法学部 10 号館 1011 講堂にて開催された日本大学法学部新聞学研究所（以下、「新聞学研究所」という。）主催のシンポジウム「3.11 震災に関するテレビ映像資料アーカイブをめぐって」（以下、「本件シンポジウム」という。）における筆者の報告を元に、その後の検討を踏まえ加筆したものである。

新聞学研究所は、3.11 震災・福島原発関連のテレビ映像資料を震災発生時点から現在にいたるまで継続して録画している（以下、「本件アーカイブ」という。）。これは、東日本大震災とそれに伴う株式会社福島第一、第二原子力発電事故を後世に伝える上で、またとない貴重な映像資料であり、その保存と公開は、極めて高い公益的価値を有するものと思われる一方、プライバシーや肖像権の保護、個人情報保護、著作権との関わりといった、検討すべき法的課題も少なくない。本シンポジウムでは、これらにつき、法律家である早乙女宜宏氏及び筆者が、分担して検討し、パネラーとして報告を行った⁽²⁾。分担に際しては、検討すべき法的課題の「洗い出し」を早乙女氏が、本件アーカイブを具体的に活用するための法的構成を筆者が担当した。

本稿も、同様であり、本シンポジウムにおいて大井眞二氏が行った基調報告における問題意識に基づき、新聞学研究所が、密接に関連する日本大学法学部新聞学科、同大学院新聞学研究科と一体となり、本件アーカイブを活用していくために、どのような理屈立てて法的障害をクリアしていくかにつき、検討のみならず、一定の提言をすることを目的とする。事の性質上、「ポジション・トーク」という意味づけを払拭することはできないわけだが、できる限り、客観的な分析を試みたいと考える。

筆者は、本件原発事故については、主に原子力損害賠償法における「損害」概念の検討を中心に別稿を著している⁽³⁾。本件は、本シンポジウムの企画の趣旨という制約は受けつつも、もう一つの災害である東日本大震災について、一定の法理論的貢献を行いたいと考えている。

検討の手順であるが、まず、著作権に関する制約に関する法規制を鳥瞰する。具体的には、現行著作権法における著作権の制限に関する規制を眺めた上で、アメリカ法において認められている「フェア・ユース」(Fair Use) の概念を紹介し、その日本の実務における取り扱いにつき裁判例を元に検討する。次いで、再び現行著作権法に戻り、その中において利用可能な規定をピック・アップし、新聞学研究所、あるいはこれと密接に関連する日本大学法学部新聞学科、同大学院新聞学研究科が、本件アーカイブを活用するための理論的枠組みについての提言を行う。

*まつしま たかひろ 日本大学法学部法律学科 教授

2. 著作権に関する制約に関する法規制

(1). 現行著作権法における著作権の制限に関する規制

著作物につき著作権が存在していても、著作権の制限規定（著作権法 30 条以下）の範囲内で著作物が利用されている場合には、著作権侵害が成立しない。後述のとおり、アメリカの著作権法は、著作権の制限を一般的に認めるフェア・ユースの規定を有しているが、わが国の著作権法は、かかる一般的規定を有しておらず、個別に著作権の制限規定を、「限定列挙」として置くのみである。このため、「侵害」の要件充足の有無を検討するにあたっては、前記の個別の著作権の制限規定の範囲内かを検討する必要がある。著作権の制限規定としては、以下のものがある。

1.	私的使用のための複製（著作権法 30 条）
2.	付随対象著作物の利用（著作権法 30 条の 2）
3.	検討の過程における利用（著作権法 30 条の 3）
4.	技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用（著作権法 30 条の 4）
5.	図書館等における複製等（著作権法 31 条）
6.	引用（著作権法 32 条）
7.	教科用図書等への掲載（著作権法 33 条）
8.	教科用拡大図書等の作成のための複製等（著作権法 33 条の 2）
9.	学校教育番組の放送等（著作権法 34 条）
10.	学校その他の教育機関における複製等（著作権法 35 条）
11.	試験問題としての複製等（著作権法 36 条）
12.	視覚障害者等のための複製等（著作権法 37 条）
13.	聴覚障害者等のための複製等（著作権法 37 条の 2）
14.	営利を目的としない上演等（著作権法 38 条）
15.	時事問題に関する論説の転載等（著作権法 39 条）
16.	政治上の演説等の利用（著作権法 40 条）
17.	時事的事件の報道のための利用（著作権法 41 条）
18.	裁判手続等における複製（著作権法 42 条）
19.	行政機関情報公開法等による開示のための利用（著作権法 42 条の 2）
20.	公文書管理法等による保存等のための利用（著作権法 42 条の 3）
21.	国立国会図書館法によるインターネット資料及びオンライン資料の収集のための複製（著作権法 42 条の 4）
22.	翻訳、翻案等による利用（著作権法 43 条）
23.	放送事業者等による一時的固定（著作権法 44 条）
24.	美術の著作物等の原作品の所有者による展示（著作権法 45 条）
25.	公開の美術の著作物等の利用（著作権法 46 条）
26.	美術の著作物等の展示に伴う複製（著作権法 47 条）
27.	美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等（著作権法 47 条の 2）
28.	プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等（著作権法 47 条の 3）

29.	保守、修理等の一時的複製（著作権法 47 条の 4）
30.	送信の障害の防止等のための複製（著作権法 47 条の 5）
31.	送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等（著作権法 47 条の 6）
32.	情報解析のための複製等（著作権法 47 条の 7）
33.	電子計算機における著作物の利用に伴う複製（著作権法 47 条の 8）
34.	情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用（著作権法 47 条の 9）
35.	複製権の制限により作成された複製物の譲渡（著作権法 47 条の 10）
36.	出所の明示（著作権法 48 条）
37.	複製物の目的外使用等（著作権法 49 条）
38.	著作者人格権との関係（著作権法 50 条）

(2). アメリカの著作権法におけるフェア・ユース

かかるわが国の個別的列挙方式と対照的に、アメリカの著作権法には、著作権の制限を一般的に認める「フェア・ユース（公正使用）」の規定が存在する。すなわち、アメリカ著作権法第 107 条は、「排他的権利の制限：フェア・ユース」と題し、下記のとおり規定する。⁽⁴⁾

第 106 条および第 106A 条の規定にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、教授（教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む）、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェア・ユース（コピーまたはレコードへの複製その他第 106 条に定める手段による使用を含む）は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェア・ユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

- (1) 使用の目的および性質（使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む）。
- (2) 著作権のある著作物の性質。
- (3) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性。
- (4) 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。

上記のすべての要素を考慮してフェア・ユースが認定された場合、著作物が未発行であるという事実自体は、かかる認定を妨げない。

本条のようなかかる一般的規定の存在により、批評、解説、研究等を目的とするあらゆる「フェア・ユース」が、前記(1)~(4)といった様々な事情が考慮されての上のことであるが、一般的に著作権侵害に当たらないものとされる。かかる一般的規定の例としては、他に「重要でない付随物」と題し、「著作物を複製し、頒布し、又は公衆に再生することは、その著作物が、複製、頒布又は公衆への再生の本来の対象と比べて重要でない付随物とみなされ得るときは、許される。」旨規定するドイツ著作権法（1965 年 9 月 9 日の著作権及び著作隣接権に関する法律（連邦法律広報第 I 部第 1273 頁））第 57 条が知られている。⁽⁵⁾

(3). 裁判例：「ラストメッセージ in 最終号事件」

裁判例についてみてみるに、フェア・ユースに関し判示した裁判例として東京地判平成7年12月18日判時1567号126頁（ラストメッセージ in 最終号事件）が知られている。⁽⁶⁾これは、雑誌の休廃刊の挨拶文について著作物性が有るか争われた事件である。すなわち、昭和61年から平成5年までの間に休刊又は廃刊となった複数の雑誌の最終号の表紙、挨拶文を機械的に複製した上で休廃刊の年ごとにまとめ「ラストメッセージ in 最終号」という書籍を出版したY（被告）に対し、前記書籍に記事等が収録された雑誌の出版元であるXら（原告）が、Yの行為はXらが有する記事の複製権を侵害するとして、本件書籍の発行及び頒布の差止め並びに損害賠償を請求したという事案である。

かかる事案において、裁判所は、本件記事の著作物性につき、「休刊又は廃刊となった雑誌の最終号において、休廃刊に際し出版元等の会社やその編集部、編集長等から読者宛に書かれたいわば挨拶文であるから、このような性格からすれば、少なくとも当該雑誌は今号限りで休刊又は廃刊となる旨の告知、読者等に対する感謝の念あるいはお詫びの表明、休刊又は廃刊となるのは残念である旨の感情の表明が本件記事の内容となることは常識上当然であり、また、当該雑誌のこれまでの編集方針の骨子、休廃刊後の再発行や新雑誌発行等の予定の説明をすること、同社の関連雑誌を引き続き愛読してほしい旨要望することも営業上当然のことであるから、これら5つの内容をありふれた表現で記述しているにすぎないものは、創作性を欠くものとして著作物であると認めることはできない。」と述べた上で、7つの挨拶文については著作物性を否定したが、残りの挨拶文については著作物性を肯定した。⁽⁷⁾

いうまでもなく本事件のメインの争点は、本件記事の著作物性である。ただ、本判決が目されるのは、Yからの、「フェア・ユース」に関する一般的条項を持たない我が国においても、「フェア・ユース」の法理が適用されるべきである旨の「フェア・ユースの抗弁」の主張に対し、裁判所は、下記のとおり解答し、Yの主張を排斥している点である。

「我が国の著作権法は、1条において、「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産としての著作物の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」と定めていることから明らかなように、文化の発展という最終目的を達成するためには、著作者等の権利の保護を図るのみではなく、著作物の公正利用に留意する必要があるという当然の事理を認識した上で、著作者等の権利という私権と社会、他人による著作物の公正な利用という公益との調整のため、30条ないし49条に著作権が制限される場合やそのための要件を具体的かつ詳細に定め、それ以上に「フェア・ユース」の法理に相当する一般条項を定めなかったのであるから、著作物の公正な利用のために著作権が制限される場合を右各条所定の場合に限定するものと認められる。そして、著作権法の成立後今日までの社会状況の変化を考慮しても、Y書籍における本件記事の利用について、実定法の根拠のないままY主張の「フェア・ユース」の法理を適用することこそが正当であるとするような事情は認められないから、本件において、著作権制限の一般法理としてその主張にかかる「フェア・ユース」を適用すべきであるとのYの主張は採用できない。」

(4). 小括

前述した著作権の制限に関する著作権法の規定ぶり及び前掲東京地判平成7年12月18日の判示から明らかなおり、わが国の実務において、「フェア・ユース」の主張は認められていない、というほかなく、未だ立法論に留まっている。

立法論としてのフェア・ユースの採用の是非に関しては、柔軟な解釈が可能となり、それだけビジネスチャンスが広がるというメリットが指摘されている一方、一般条項の存在により法的安定性が失われるとか、訴訟を誘発して紛争解決を長引かせる等といった危険がデメリットとして指摘されている。

暫定的な私見ではあるが、筆者は、もともと「著作権、著作隣接権、著作者人格権」と多元的である上、「種々の支分権の束」を認め、かつ、「権利の併存」（例えば二次的著作物の著作権）を認める著作権法の構造自体が、かかる権利関係の調整を複雑にさせている側面があり、究極的な解決策としては、フェア・ユースの法理の採用は不可欠のように思っている⁽⁸⁾。

ただ、立法論をここで大々的な展開することは、現行の実務を所与の前提とした上で、本件アーカイブの活用を模索するという本稿の問題意識にはそぐわない。むしろ、「フェア・ユースの法理の採用は不可欠」という「認識」を解釈・運用に反映させる枠組みが求められているといえよう。現行著作権法の「著作権の制限」に関する規定を手がかりに、その解釈を通じ、前記「フェア・ユース」の法理の浸透を図るといってもよいかもしれない。以下ではそれを若干ではあるが試みてみたい。

3. 本件アーカイブを活用するための理論的枠組み

(1). はじめに

さて、前記の検討の結果を受けて、本件アーカイブを活用するための理論的枠組みにつき考えていくことにしたい。前述のとおり、本稿の目的は、「現行法のシステム」を前提として、大井基調報告で明らかにされた「本件アーカイブ」の利用の方策を探ることである。前述のとおり、著作権法は、その30条以下において「著作権の制限」と題し、幾つかの限定列挙された規定を有している。それらの関連する部分を見てみると、一つ気がつくことがある。それは、「研究」が、「教育」に比べ、一歩退いているということである。例えば、「教育」に関しては、33条以下にいくつかの著作物の利用を可能とする個別の規定が設けられている一方、「研究」という言葉は、僅かに、引用に関する32条1項において「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」と規定されているにすぎない。しかも、「引用」という言葉から明らかなおり、「書物（著作権法という言葉でいうと、言語の著作物）」を前提に規定ができており、本件のような「アーカイブの利用」を考える際には、解釈による飛躍が必要になる。前述の「フェア・ユース」の法理と比べると、制度が、大きく「アーカイブの利用」の制約になっている姿を見て取ることができる。

ここでは、次の2つの可能性を検討してみたい。

(2). 「図書館」に関する規定を拡張

第1は、「図書館」に関する規定を拡張するという手である。すなわち、著作権法31条は、1項において「国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第3項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。」と規定しており、政令である「著作権法施行令」第1条の3は、「図書館資料の複製が認められる図書館等」の1つとして、「学校教育法第1条の大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）に設置された図書館及びこれに類する施設」⁽⁹⁾をあげる。従って、「本件アーカイヴ」を新聞学研究所から本学の図書館に「移管」し、その利用を図書館の事業として行えば、本件アーカイヴの活用は、ある意味、簡単に実現できるわけである。⁽¹⁰⁾

ただ、傍目からみる限り、現実には「言うは易く行うは難し」なのではないかと思う。前記「著作権法施行令」第1条の3が、「図書館法第4条第1項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員が置かれているもの」であることを要求していることに伴うコストの問題もさることながら、本来、書式という「渴いた情報」を取り扱うことに特化した図書館自体、かかる事業に必ずしも長けていないという事情も無視できないように思う。⁽¹¹⁾

(3). 教育に関する規定の拡張

もう1つの可能性は、「教育」に関し規定する著作権法35条⁽¹²⁾を拡張解釈した上で、これを根拠としてシステムを組立てていくことである。著作権法が、研究と教育とを分けて規定しているところから明らかなおとおり、本来この条文は、大学のような研究と教育とが不可分一体な高等教育機関を念頭においた規定ではなく、中学校、高等学校などにおいて教諭が教材を作成する場面を念頭において規定されたものである。

ただ、特に大学を省く制約規定がない以上、制度は同心円状に広がるものであり、大学の「教育」⁽¹³⁾に関しても本条は適用されるといわざるをえない。

そして、幸いなことに、「本件アーカイヴ」は、日本大学法学部新聞学科、大学院新聞学研究科、法学部新聞学研究所により保有・運用されているものである。本学において、これらの3機関は、有機的に緊密なものとして制度運営されている。そこで、「本件アーカイヴ」を用いた「メディア教育」のようなものを構築するのであれば、当然のことながら、「本件アーカイヴ」はその教材ということになり、著作権法35条の射程内に収まるように思う。

もちろん、かかる「教育」は、きわめて先端的な、「研究」と不可分一体なものであり、実態としては、「研究そのもの」といってよいかもしれない。だが、かかる先端的教育を施すことこそが、日本大学法学部新聞学科、大学院新聞学研究科、法学部新聞学研究所の存在意義である以上、それもまた「教育」といわざるをえない。もともと大学のような高等教育機関において、研究と教育を厳密に分けることは困難である。不明瞭さを逆手に取り、上手く使っていけばいいというのが提案の趣旨である。

4. 結びに代えて

本稿の提案は、以上のとおりである。私としては、第1の可能性を中期的目標としつつ、さしあたり、第2の可能性にトライして、実績を積んでおくのがよいのではないかと思う。

いずれもややりスクがあるといえはるのであるが、「運動とは、できないものややってできるようにするものだ」という考えから、少しフライング気味な解釈を考えてみた。検討が不十分な部分もあるが、日本大学法学部新聞学科、大学院新聞学研究科、法学部新聞学研究所の発展を願う気持ちを汲んでいただき、ご海容賜れば幸いである。

注

- (1) 東京電力株式会社が設置する福島第一原子力発電所から広範囲にわたって放射性物質が大気中に放出される事故のこと
- (2) 早乙女報告については、早乙女宜宏「震災映像資料の利用と著作権法」本誌本号に所収。
- (3) 松嶋隆弘「原子力災害に関する法制についての一考察～「原子力災害」に関するハード・ロー、ソフト・ロー、ケース・ローの交錯を中心に～」日本法学 80 巻 3 号（平成 27 年）361 頁
- (4) フェア・ユースにつき、詳しくは、中山信弘『著作権法（第 2 版）』（平成 26 年）393 頁以下を参照。アメリカ著作権法の条文は、公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトに掲げられている（山本隆司訳）。
http://www.cric.or.jp/db/world/america/america_c1a.html#107
- (5) ドイツ著作権法の条文は、公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトに掲げられている（本山雅弘訳）。
http://www.cric.or.jp/db/world/germany/germany_c1a.html#1_6
- (6) 本判決の評釈として、五十嵐敬・中山信弘＝大淵哲也＝小泉直樹＝田村善之編『著作権法判例百選（第 4 版）』8 頁
- (7) 具体的にいうとまず、①. 「本誌はこの号でおしまいです。長い間のご愛読に感謝します。」との部分や、②. 「おしらせ いつも『なかよしデラックス』をご愛読いただきましてありがとうございます。『なかよし』の愛称で 15 年間にわたって、みなさまのご声援をいただきまいましたが、この号をもちまして、ひとまず休刊させていただくこととなりました。今後は増刊『るんるん』をよりいっそう充実した雑誌に育てていきたいと考えております。『なかよし』本誌とともにご愛読くださいますようお願い申し上げます。なかよし編集部」については、著作物性を否定する一方、③. 「あたたかいご声援をありがとうございます 昨今の日本経済の下でギアマガジンは、新しい編集コンセプトで再出発を余儀なくされました。皆様のアンケートでも新しいコンセプトの商品情報誌をというご意見をたくさんいただいております。ギアマガジンが再び店頭に並ぶことをご期待いただき、今号が最終号になります。長い間のご愛読、ありがとうございました。」との部分については著作物性が認められている。③. のようなきわめて短い文に著作物性を認めてよいかについては、議論があり得るところである。
- (8) 三山裕三『著作権法詳説 判例で読む 16 章（第 8 版）』（平成 22 年）358 頁。なお、村井麻衣子「フェア・ユースにおける市場の失敗理論と変容的利用の理論（1）—日本著作権法の制限規定に対する示唆—」知的財産法政策学研究 45 号（平成 26 年）105 頁を参照。
- (9) 小倉秀夫＝金井重彦編『著作権法コンメンタル』（平成 25 年）596 頁（高瀬亜富）

- (10) 同施行令1条の3第4号は、「学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設」をあげており、新聞学研究所は一見これにあたりそうだが、同号は「法令の規定によつて設置されたもの」であることも求めており、新聞学研究所は残念ながらこれに該当しない。
- (11) 本論からややそれるが、筆者は、著作権法が、かかる事情を必ずしも考慮せず、国立国会図書館に特権的な地位を与えていることが、アーカイブの保管という点で妥当なのか否か、個人的には疑問に思っている。なお、3.11 震災のアーカイブ化につき論じたものとして、高野明彦=吉見俊哉=三浦伸也『311 情報学—メディアは何をどう伝えたか』（平成24年）を参照。また、より広く、電子アーカイブをネットで結んだ巨大情報ポータルサイトとして「ヨーロッパアーナ（Europeana）」があるが、これにつき本条との関係で紹介するものとして、中山・前掲書（前注4）312頁を参照。
- (12) 中山・前掲書（前注4）334頁、小倉=金井編・前掲書（前注9）664頁（石井藤次郎）
- (13) 当然のことながら、同条はあくまでも教材としての活用の際に於ける例外規定であるので、同条を根拠に本件アーカイブの一般公開はできない。その意味では、あくまでも内部利用のための理屈にとどまる。しかし、そうであったとしても、「教育」を介することで、本件アーカイブを「研究」のため活用するための突破口は開かれるかもしれない。